

岐阜県公報

第 三 千 十 一 号
平 成 三 十 一 年 一 月 四 日
(金曜日)

目 次

告 示

建築基準法に基づく数値等の変更

(建築指導課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項(ロ)の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

平成三十一年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

可児都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課、岐阜県中濃建築事務所及び可児市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成三十一年一月四日

平成三十一年一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社